

京都市上京区総合庁舎新築工事

基本設計説明書
[概要版]

京都市

目 次

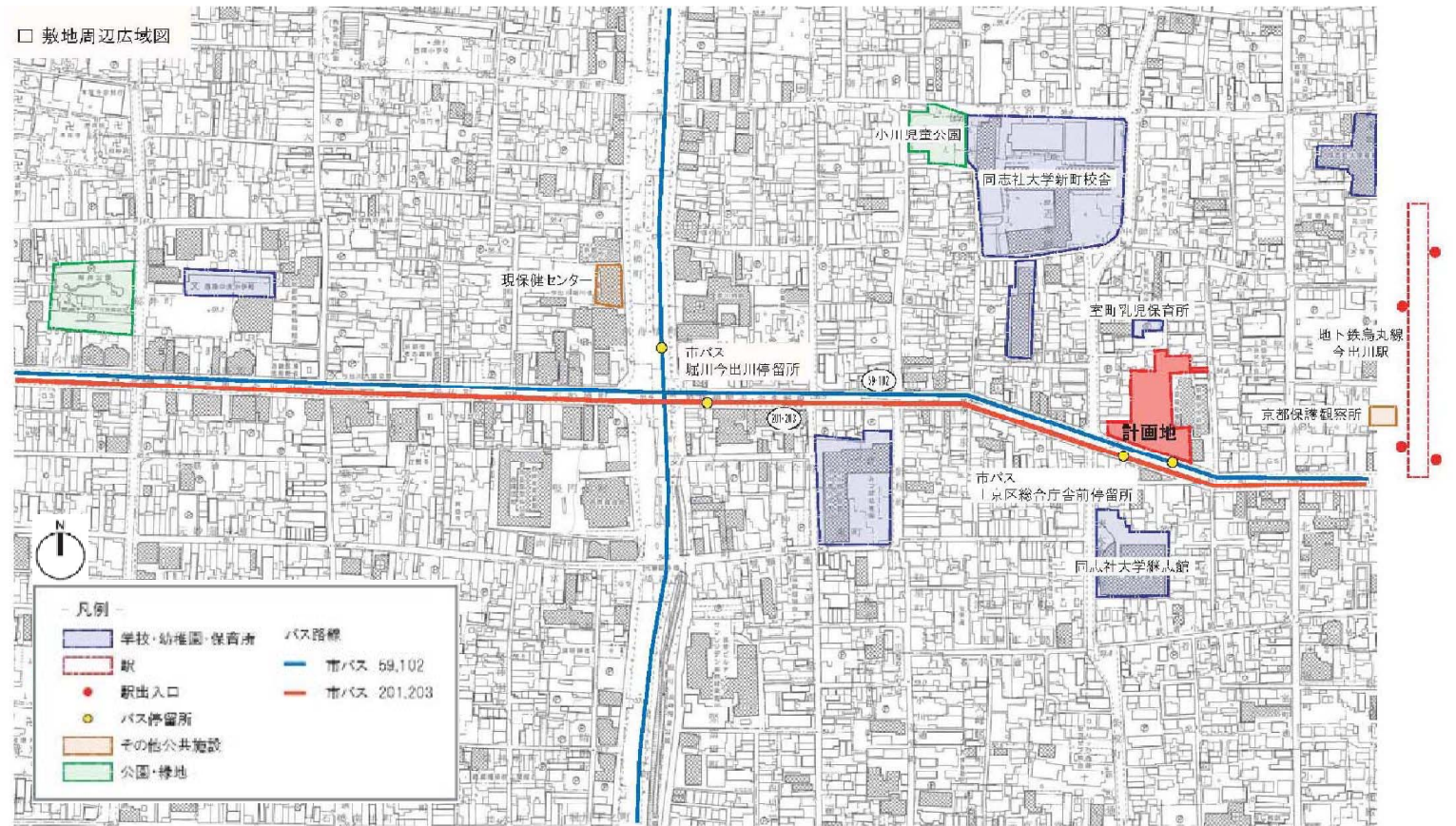
<u>1 計画地の概要</u>	<u>A- 1</u>
(1) 計画地の周辺状況	
<u>2 設計基本方針</u>	<u>A- 2</u>
(1) 社会性に関する性能（つろくさせる）	
(2) 機能性・利便性に関する性能（こころをくばる）	
(3) 環境保全に関する性能（なじませる）	
(4) 安全性に関する性能（そなえる）	
(5) 経済性に関する性能（しまつする）	
<u>3 建築計画</u>	<u>A- 3</u>
(1) 計画概要	
(2) 配置計画	
(3) 平面計画	
(4) 断面計画	
(5) 景観形成計画	
(6) 主要室の計画	
(7) 内装計画	
(8) 外構計画	
(9) バリアフリーに関する計画	
(10) サイン計画	
(11) 防災計画	
(12) 管理運営に関する計画	
<u>基本設計図</u>	<u>A- 9</u>
<u>パース</u>	<u>A-19</u>

文中、アンダーライン（ ）で示す数値・仕様は最低基準を示すものであり、これを上回る性能を確保する数値・性能を提案することが出来る。また、実施設計中においても最低基準を上回る性能を確保ができれば本市と協議の上変更できるものとする。

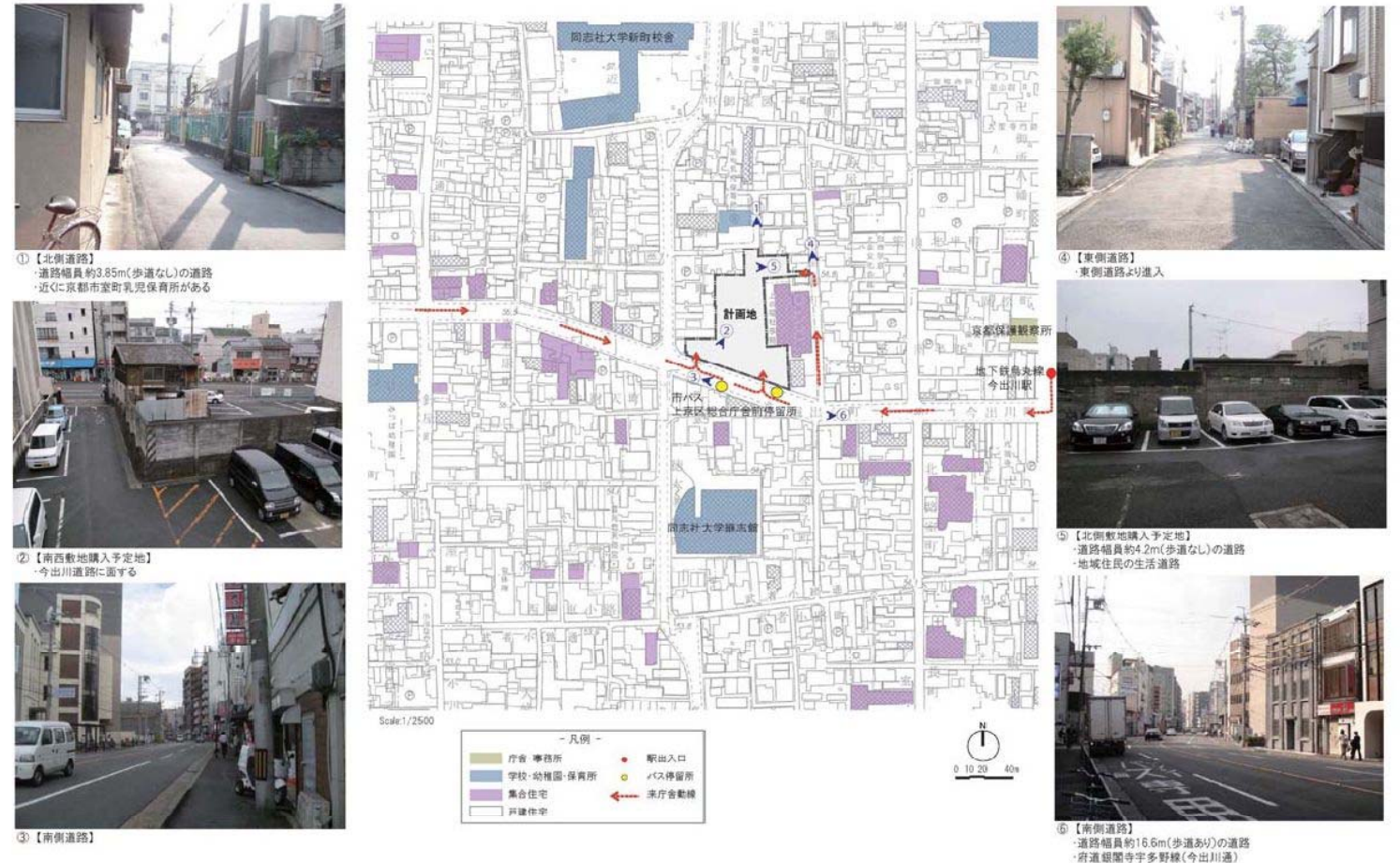
1 計画地の概要

(1) 計画地の周辺状況

- ・計画地は、既存の上京区役所敷地であり、隣接地を購入し敷地面積を拡張する。
- ・京都市営地下鉄 烏丸線今出川駅から西に約 250m の位置に計画地がある。
- ・計画地は、東側にイトーピア京都学生会館・今出川パーキング、北東側は駐車場・低層住宅地となっている。西側及び北側は低層住宅地で北側道路を挟んだ向かいには、京都市室町乳児保育所がある。
- ・隣接地との境界部分はすべて高さ 2m 程度のコンクリート塀・ブロック塀で囲まれている。
- ・南側前面道路は、今出川通(府道 101 号線 幅員 16.6~16.7m)であり、道路沿いは低層・小型の店舗が建ち並んでいる。
- ・計画地の周辺には、同志社大学(新町キャンパス：北側 200m, 今出川キャンパス：東側 300m)・同志社女子大学(東側 600m)がある。
- ・計画地の東南東方向 700m には京都御所があり、北東方向 600m には相国寺・門前町がある。
- ・公共施設としては、西側 500m に上京保健センター(今回計画で統合予定)、南南東 650m に府民ホールアルティ、南側 900m に京都府庁・京都法務合同庁舎・府警本部などの官庁街がある。



Scale:1/5000



2 設計基本方針

(1) 社会性に関する性能(つろくさせる)

ア 地域性への配慮

- ・上京区は、平安京以来の長い歴史を背景とした伝統と文化のまちであり、「京」の中心として在り続け、連綿とした歴史に磨かれた質の高い市民文化の息づくまちである。このような上京区の特性にふさわしい施設づくりを行う。
- ・計画地周辺は、京都御所や社寺、同志社大学などが立地し、さらに敷地周囲には、共同住宅・低層住宅地・保育所などある。このような、様々な機能やスケールをもった建物が混在する計画地の特性に配慮した施設整備を行う。

イ 地域環境・地域景観の向上

- ・上京区の特長や計画地（現庁舎建替）の周辺環境を十分読み取った上で、地域環境・地域景観の向上に寄与する計画を行う。
- ・敷地内の緑化や屋上緑化により地球環境の向上を図る。
- ・上京区の伝統と文化、計画地周辺建物の形態やスケール等を踏まえた外観デザインを行う。

(2) 機能性・利便性に関する性能(こころをくばる)

ア 利用者の利便性と安全性に配慮した外部動線

- ・歩行者と車の動線が交錯しないように、アプローチ部分の歩車分離を図る。

イ 明快な内部ゾーニング

- ・庁舎内のゾーニングを明快にし、来庁者にとって分かりやすい内部空間とする。
- ・建物の前面に吹抜けをもつ共用空間を計画し、内部空間の一体性と外部空間との一体性も高める。
- ・各部門の機能や来庁者の数や目的を考慮した階構成とする。

ウ 誰もが使いやすい施設

- ・窓口スペースは、来庁者にとって分かりやすい位置に設け、エレベータや階段からも視認しやすいように配慮する。
- ・車いす利用等を想定したバリアフリーを徹底し、さらにはだれもが使いやすいユニバーサルデザインを実践する。
- ・サイン等の誘導表示は誰もが分かりやすいように、位置や大きさに配慮する。
- ・災害時の誘導におけるバリアフリーにも配慮する。
- ・設備機器のスイッチ類は操作性の高いものを使用し、分かりやすい位置に設置する。

エ 利用者のプライバシーへの配慮

- ・個人情報保護の観点から、執務室内への立ち入り防止やカウンター廻りの視線に配慮する。
- ・長時間の相談等に備えて個室を計画する。

オ 利用者の健康への配慮

- ・内装材は、F☆☆☆☆の材料を中心に選定し、シックハウス対策を行う。
- ・施設運営上、内部空間は全面的に禁煙とする。

(3) 環境保全に関する性能(なじませる)

ア 省エネルギーの推進

- ・建築計画においても設備計画においても省エネルギーに配慮した計画とする。
- ・自然エネルギーの活用を積極的に行う。
- ・CASBEE京都（京都市建築環境総合性能評価システム）のAランクを目指し、LCCO₂の削減量において高レベルの成果を達成する。

イ 環境負荷の軽減

- ・リサイクル材の活用や熱帯材型枠の使用抑制を行う。
- ・敷地内を適切に緑化する。
- ・保水性のある舗装材の採用などにより地下水の涵養を図り、下水道の負荷を軽減する。

ウ 周辺環境への配慮

- ・東側、西側の住宅に対して、騒音、排気ガスの影響を抑え、プライバシーに配慮する。
- ・落葉の影響に配慮して樹種を選定する。

(4) 安全性に関する性能(そなえる)

ア 耐震安全性の確保

- ・構造体の耐震性能は、「庁舎施設の総合耐震計画基準」に基づくⅡ類とする。
- ・構造体のみならず、天井下地、壁下地等の2次部材の耐震性にも十分配慮する。

イ 災害に強い庁舎

- ・集中豪雨や洪水に備え、電気室、発電機室は3階に配置する。
- ・開口部の水密性、気密性を十分確保する。

(5) 経済性に関する性能(しまつする)

ア 長寿命化への配慮

- ・庇による外壁の汚れ防止などにより長寿命化を図る。
- ・使用材料は、防汚性、耐衝撃性、耐候性にすぐれ、清掃しやすいものを選定する。
- ・照明器具は、ランプ寿命が長く、ランプ類の取替えが容易なものを選定する。

イ 維持管理への配慮

- ・設備機器は維持管理しやすいように適切なメンテナンス経路・スペースを確保する。
- ・将来更新時の作業スペースを適切に確保する。

3 建築計画

(1) 計画概要

ア 施設名称	京都市上京区総合庁舎		
イ 主要用途	区役所		
ウ 敷地位置	京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289ほか（現上京区役所敷地）		
エ 工事種別	新築		
オ 区域の指定	市街化区域		
カ 用途地域の指定	商業地域（今出川通から30mを境界として南側（Ⅰ）） 第一種住居地域（今出川通から30mを境界として北側（Ⅱ）） 許容建蔽率 80% 許容容積率 600%（Ⅰ） 許容建蔽率 60% 許容容積率 200%（Ⅱ）		
キ 防火地域の指定	防火地域（今出川通りから11mを境界として南側） 準防火地域（今出川通りから11mを境界として北側）		
ク その他の地区、地域の指定	20m第4種高度地区、沿道型美観形成地区（Ⅰ） 15m第2種高度地区、旧市街地型美観地区（Ⅱ）		
ケ 敷地	敷地面積	約3,600㎡	
	南側道路（今出川通）幅員	16.6m	
コ 構造・規模	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
	地業	地盤改良工法	
	階数	地上4階 地下1階	
サ 高さ	建築物の高さ	18.40m	
	軒の高さ	17.70m	
シ 面積	建築面積	2,363㎡	建蔽率 65.63%
	主体建築物	約2,253㎡	
	付属建築物	約110㎡（駐輪場等）	
	延床面積	7,933㎡	容積率 220.36%
	主体建築物	約7,823㎡	
	付属建築物	約110㎡（駐輪場等）	
ス 駐車場	16台		

(2) 配置計画

ア 土地利用計画

- ・ 建物は、敷地の中央に配置し、南側今出川通沿いを歩行者用オープンスペースとし、西側にメインエントランス、東側に来庁者駐車場・バイク置場を配置し、北側に駐輪スペース・公用車駐車場を配置する。
- ・ 敷地の南、東、西を緑化し、南側の今出川通沿いには、高木を設ける。
- ・ 東側・西側には隣地のプライバシーに配慮して植樹を行う。

イ 建物配置・外部動線計画

- ・ 歩行者のアプローチは、主に南側今出川通からの東西に歩行者アプローチを確保する。
- ・ 車のアプローチは、南側今出川通からとし、敷地南東側に車両出入り口を設ける。身障者駐車場は、敷地南東側とは別に南西側にも2台を計画する。
- ・ 南西側にメインエントランス、南東側にサブエントランス1を設ける。また、南東側検診車駐車スペースからの出入りは、南東側のサブエントランス1を利用する。
- ・ 北側には、駐輪場の通用口としてサブエントランス2を設ける。

ウ 駐車・駐輪場計画

- ・ 来庁者用駐車場を敷地南東側に7台（内1台分を車いす利用者用駐車場）確保し、検診車駐車スペースを2台分設ける。また、南西側に2台の身障者用駐車場を確保する。
- ・ 敷地北東部分に、公用車用駐車場を7台分確保する。
- ・ 敷地北側に、来庁者用駐輪場（自転車用73台分（二段式駐輪機・屋根付き））を設ける。敷地南東側に、来庁者用バイク置場8台分を設ける。
- ・ 職員用駐輪場は、自転車用99台分（二段式駐輪機・屋根付き）、原付用19台分（屋根付き）を確保する。

(3) 平面計画

ア 建物構成

- ・ 建物は地上4階、地下1階とする。
- ・ 利用者の利便性を考慮し、1階には来庁者の多い区民部市民窓口課・まちづくり推進課と福祉部保険年金課、2階には区民部納税課・固定資産税課・市民税課と福祉部支援保護課・福祉介護課と区民部総務課、3階には保健部をそれぞれ配置する。4階には区民交流機能としての会議室を集約して配置する。
- ・ 地下階には設備諸室、倉庫等を集約配置する。
- ・ メインエントランスと共有して区民ロビーを設け、東西に通り抜けのできるホールを計画する。
- ・ 階段、便所等のコアを南東側と北東側の2つに分け配置し、執務室は基本的に南北方向に長い配置とする。

イ 各階平面計画

(1階)

- ・ 南西側にメインエントランス、南東側にサブエントランス1を設け、両者の間に区民交流機能を配置し、区民のための交流スペースとする。
- ・ 北側にサブエントランス2を設ける。
- ・ 窓口カウンターは十分な長さを確保し、カウンター前に待合ロビーを確保する。
- ・ 縦動線を分かりやすい位置に設ける観点から、ホールに面してエレベータ、階段を配置し、階段はオープンなしつらえとする。

(2階)

- ・ 東側に区民部、西側に福祉部を配置する。

(3階)

- ・主に保健部を配置する。

(4階)

- ・大会議室を設け、庁内の利用を想定する。
- ・区民交流機能としての会議室を配置する。
- ・区民交流機能としての和室を配置する。

(B1階)

- ・西側に倉庫・研修室・厚生室・諸室等、東側に倉庫・機械室を配置する。
- ・設備諸室への機器類の搬入は、1階検診車スペースからマシンハッチを介して行う。

ウ 内部動線計画

- ・開庁時間帯の来庁者のアプローチは、主にメインエントランスとサブエントランス2とする。
- ・夜間の出入口は、サブエントランス1とし、これに近い位置に宿直室を配置する。
- ・サブエントランス2は、公用車駐車場等への経路として利用する。
- ・エレベータと階段の縦動線は、区民ロビーに面した分かりやすい位置に設ける。
- ・4階区民交流スペースの会議室は、エントランスから直接アクセスできる位置に設け、閉庁時の利用に支障がないように配慮する。

(4)断面計画

ア 断面構成

- ・地階を主に設備諸室、倉庫、会議室とし、1階から2階に窓口業務、3階に保健業務を行う庁舎機能を配置する。
- ・4階に区民交流機能を配置する。
- ・地階の床下には、クールピットや水槽等のピットを設置する。
- ・屋上の一部には屋上緑化・屋上庭園と設備スペースを設ける。4階屋上緑化・屋上庭園は屋上菜園に転用することができるようにする。

イ 階高設定

- ・1階は、検診車スペースに必要な天井高として適切な天井高を確保するため、5.0mの階高を確保する。
- ・1階床レベルは、GL+100mmとし、バリアフリーに配慮して入口部分に段差は設けない。
- ・2階、3階は、一般執務室の天井高2.7m確保し、さらに梁下設備スペースやOAフロアの設置を考慮して、4.2mの階高とする。
- ・地階は、設備室に必要な階高として4.8mを確保する。
- ・必要天井高を確保しつつ、天井ふところ部分の設備スペースを適宜確保するものとする。

(5)景観形成計画

ア 上京区特性

- ・上京区は、東は鴨川、西は紙屋川、北は鞍馬口通、南は丸太町通によって区切られた長方形の地域である。地域は、大きく四つに分割されているが、東北地区には中世以来武家屋敷や公家の下屋敷が多く、東南地区は御所と公家屋敷を擁する行政地区としての性格を持っていた。また、西ノ京や大將軍といった庶民の生活地域を持つ西南地区、西陣と呼ばれる代表的な伝統産業地域のある西北地区など、各地域が特徴を持って形成されてきたのである。
- ・上京区は、西陣織や茶道（三千家の家元が茶の湯を伝統を伝える）（千家十職：茶道具の職方）など、この地に根づく伝統・文化を伝え親しむ場を備えている。
- ・京都御所や社寺、狩野元信が住んだという狩野辻子、本阿弥光悦の生家があったという本阿弥辻子など、文化・芸術の薫り高い旧跡が各所に点在する。
- ・上京区には、同志社大学・同志社女子大学・京都府立医科大学、また、京都市の歴史研究の拠点となる歴史資料館、さらに埋蔵文化財研究所及び考古資料館などがあり、学術・文化の拠点として役割を果たしている。
- ・以上のようなことから、上京区基本計画では、まちづくりの基本テーマとして、「暮らしが息づき伝統と文化の薫るまち」を掲げている。

イ デザインコンセプト

- ・区民に開かれ、やさしい「き・づかい」の庁舎を基に、“木”を耐久性や防火性能を考慮しながら採用し、人・地域・環境にやさしく、温かみのある「き・づかい」の庁舎とするべく、内部の「木づかい」が外観に表れる暖かい表情の庁舎とする。
- ・機能に従った開口部のデザイン調整（格子デザイン・遮光・熱負荷）と、吹抜や内部空間が外観に表れる計画とする。
- ・建物のスケール感を周辺の街並みと共存させる為、軒庇や大庇によりスケール感を調整した計画とする。
- ・木の香(気)配がインテリアからエクステリアに滲み出る計画とすることにより、上京区総合庁舎のアイデンティティーをつくる。
- ・内部空間は、千本格子や糸屋格子の木製ルーバーを基調にした意匠で京都らしさを展開し、床仕上げの一部をフローリングとすることで、温かみ・やさしさを感じる環境に配慮した「気遣い」の計画とする。

ウ 外観デザイン ー水平の大庇による京都らしく現代的なイメージの創出ー

- ・立地特性や建物の機能を踏まえつつ、京都の伝統的要素を現代的にアレンジ・構成した外観デザインとする。
- ・大庇による現代的な和風イメージの構成とする。
- ・各層ごとに大庇を設え、シャープな大庇で先進性を表現
- ・格子と壁面デザインが織り成す西陣織りをイメージした繊細さを表現
- ・開口部は糸屋、織物屋、呉服屋などで使われた糸屋格子を引用
- ・外壁は、杉板うづくり型枠を使用したコンクリート打放しとすることで、木の表情が強調された外観とする。

(6)主要室の計画

ア 区民ロビー(1階)

- エントランスホールと一体的に計画され、区民に開放された区民交流スペースである。
- 情報掲示板、ちらしBOX、案内情報端末、交流スペースを設ける。
- 展示や各種交流イベントの開催を想定し、談話・ミーティングスペースも確保する。

イ 大会議室(4階)

- 移動間仕切りによって2分割することが可能な会議室とする。
- 庁内の会議のほか、必要に応じて区民の利用を想定する。
- 選挙の開票場として使用することを想定する。
- 分割室毎に遮音性への配慮をする。

ウ 区民交流機能 会議室(4階)

- 区民の利用のほか、必要に応じて庁内の会議による利用を想定する。
- 分割室毎に遮音性への配慮をする。

エ 事務室(1階・2階・3階)

- 将来の機能更新に柔軟に対応するため、室内中央部には柱のない構造とする。
- 各事務室にカウンターを設け、カウンター上部には適宜案内サイン等を設置する。
- 1階市民窓口課には、書類搬送機を設置する。

(7)内装計画

ア シンプルで機能的な内装計画

- 総合庁舎および区民交流施設という機能に合理的に対応する内装計画を行う。
- 共用部分は、木を極力使用した内装計画とし、専用部分は、耐久性が高く華美にならないことに留意する。

イ 主要室の内装デザイン

(ア) 区民ロビー・ホール(1階)

- メインエントランスとサブエントランス1をつなぐ東西に長い通路空間である。
- 来庁者にとって分かりやすい動線を主旨とし、南側は全面ガラススクリーンとし、明るく開放的であるとともに、落ち着きを感じさせる空間とする。
- メインエントランスに接し、エントランスホールとしての機能と交流空間としての機能をもつ。
- 床面は、フローリングとし、壁面・天井も木を主体にしたデザインとする。

(イ) 相談室・面接室等

- 相談室(区民部・福祉部)、面接室(福祉部)、相談室(保健部)等の区民のプライベートな相談等に使用する諸室は、やわらかい雰囲気となるような内装デザインに留意する。

(8)外構計画

ア 外構計画方針

(ア)内部空間と連続する外部空間の創出

- ・庁舎は、前面今出川通に対して境界線から約3mセットバックして配置し、歩道と一体的な空地进行確保する。
- ・区民ロビーの南面は、ガラスの開口部とし、今出川通と内外が一体となるように創出する。

(イ)地域アメニティの向上

- ・敷地内を積極的に緑化し、来庁者や周辺住民にとってアメニティ豊かな屋外空間を創出する。
- ・西側空地には、案内サイン、掲示板、フラッグポール等を設ける。

(ウ)利便性・安全性の確保

- ・歩車分離に配慮し、歩行者スペースには車両が進入しにくい構造とする。
- ・屋外空間に庁舎名表示、誘導表示等を適切に配置して、案内性を高めるとともに、注意喚起表示を設置して安全性の確保に配慮する。

イ 植栽計画

- ・南側の今出川通沿いに、常緑樹の高木を設ける。
- ・敷地境界に沿って植栽帯を設ける。東側・西側には隣地のプライバシーに配慮して生垣状の植樹を行い、北側には低木を植樹する。

ウ 雨水排水計画

- ・雨水排水計画に使用する時間降雨量は120mm/時間とする。
- ・建物出入口にはすべて横断側溝を設置する。
- ・敷地内の雨水は最終的に今出川通沿いにある水路に放流する。

(9)バリアフリーに関する計画

ア 平面・断面計画

- ・建物出入口には段差を設けず、スムーズな出入りができるように配慮する。
- ・建物内部の階段以外の部分には、原則として段差を設けない。
- ・来庁者や職員が通常使用する階段は、蹴上160mm以下、踏面300mm以上とし、両側に手摺を設ける。
- ・昇降機を分かりやすい位置に設置し、身体障害者仕様とする。
- ・車いす等の利用を想定した多目的便所を各階に設ける。

イ 細部の計画

- ・受付カウンターは車いす利用を想定したものとする。
- ・ドアハンドル、水栓金物等は、誰もが使いやすいように配慮する。
- ・多目的便所は、ベビーチェアや大人用ベッドの設置、オストメイト対応等に配慮する。

- ・床面や階段手摺り部分の誘導表示を適宜設置する。
- ・床材には滑りにくい材料を使用する。
- ・音声案内、点字サイン等を適宜行う。

ウ 災害時のバリアフリー

- ・緊急時に、視覚障害者、聴覚障害者に警報を知らせる装置を設置する。

(10)サイン計画

- ・サイン類は、視認性の向上を重視した設置位置、文字の大きさとする。
- ・庁舎の各部門毎に色分けを行う。
- ・将来の部署変更に柔軟に対応できる仕様とする。

(11)防災計画

(1)基本方針

ア 防火性能の確保

- ・法令に基づいた適切な防火区画を行なう。
- ・内装材の不燃性を高め、仕上材は原則として不燃材を使用する。

イ 避難安全性の確保

- ・地上部分には避難階段を2ヶ所設置し、複数の避難経路を確保する。
- ・避難専用の階段ではなく、日常使用する階段を避難用にも使用することとし、非常時にもスムーズな避難ができるように配慮する。

ウ 防災機器の適切な配置

- ・排煙設備の作動装置、消火器の配置等は、法令に基づくのみならず、日常的に認識でき非常時に扱いやすいことに留意する。

(2) 耐震設計方針

ア 耐震安全性の分類と目標

- 耐震安全性の分類 本施設は災害対策施設である (施設名称 : 区役所)

構造体	Ⅱ類	建築非構造部材	A類	建築設備	甲類
-----	----	---------	----	------	----

- 耐震安全性の目標 (甲類) 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることもなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

イ 各室の定義と目的

各室	定義と目的	対象室
活動拠点室 (選定基準)	大地震動後に災害応急対策活動の拠点となる室	
	(a) 各機関の防災業務計画等において、非常対策本部の設置場所として定められている室	4 F 会議室 (災害対策本部)
	(b) 所長室, 局長室等で, 災害対策に関する指令作戦, 最終判断を行う室	2 F 区長室, 応接室
	(c) 総務課 (部), 企画課 (部) 等, 防災上の調整, 復旧対策の立案を行う室	2 F 区民部総務課, 1 F まちづくり推進課
	(d) 情報関係, 救助関係, 災害対策等に直接関連する室	
活動支援室 (選定基準)	(e) 上記に近接する主要な会議室	
	大地震動後の活動拠点室における活動を支援する室で, 通信・連絡・水・電力の確保に関する業務を行う必要最小限の室	
	(a) 通信連絡関係 … 電話交換室, 通信室, 無線室, 電算室等	
(b) 水・電気関係 … 中央監視室, 電気室, 発電機室, 水槽室等	1 F 宿直室, 3 F 電気室, 発電機室, B 1 F 機械室	
(c) 衛生関係 … 便所, 湯沸室	1, 2, 4 F 便所, 湯沸室	
活動通路	外部, 活動拠点室, 活動支援室及び活動上重要な設備室のそれぞれを結ぶ交通導線となる通路, ホール及び階段	区民ロビー, EVホール, 階段1・2等
被災者の受け入れのある室 (選定基準)	不特定多数の被災者を受け入れて, 一時的な生活の場として提供することができる室	
	(a) 体育館, 講堂等	
活動上重要な設備室	(b) 大会議室, 大研修室等	4 F 大会議室
	災害対策の指揮及び情報伝達のための施設において, 情報の中枢となる電算機, 活動上必要な設備機器等を設置する室	
危険物を貯蔵又は使用する室 (選定基準)	危険物を貯蔵又は使用する室で, 大地震動による転倒又は破損等により施設及び周辺の安全を損なうおそれがある室	
	(a) 放射性物質又は病原菌類を貯蔵又は使用する室	3 F 直接撮影室, 間接撮影室, 理化学研究室, 細菌室, 食品衛生検査室, 臨床検査室, 環境調査室, 衛生害虫調査室, 廃棄物保管庫
一般室	(b) 石油類, 高圧ガス, 毒物, 劇薬, 火薬等を貯蔵又は使用する室及びこれらに関する試験研究室	B 1 F N 2 ボンベ庫, 薬品保管庫
	上記以外の室であって, 災害対策活動は直接関係のない室	
機能の停止が許されない室	大地震動時においても, 原則として支障なく通常通りに機能する必要がある室	B 1 F 消火ポンプ室, 2 F 電算室, 4 F 通信機械室

(12) 管理運営に関する計画

(1) 管理区分

ア 施設使用時間帯

(ア) 開庁時間

- ・ 平日：8：30～17：00

(イ) 開館時間

- ・ 平日：開庁時間帯に加え、17：00～21：00
- ・ 休日（土日祝日）：9：00～17：00

イ 閉庁時間帯の施設利用

- ・ 閉庁時間帯の施設利用としては、区民交流スペースの利用、期日前投票（4階小会議室（区専用））等が想定され、それぞれの利用に対して、利用者が立ち入れる部分とそれ以外とを区画する。
- ・ 区画は、垂直動線、便所の使用等を考慮して設定し、個人情報保護の観点から透視不能のシャッター等で行なう。
- ・ 閉庁時間帯の勤務者、区民交流施設使用者のいずれに対しても、法令上の避難経路が確保できることに留意する。

ウ 屋外空間の管理

- ・ 道路境界上には門扉、フェンス等は設けず、屋外空間は24時間開放される構造とする。
- ・ サブエントランス2は、開館時間帯に開放する。

(2) セキュリティ計画

ア セキュリティレベル

- ・ 求められるセキュリティのグレードに応じて、2段階のセキュリティレベルを設定する。

(ア) レベルⅠ

- ・ エントランスホール、区民ロビー、待合ロビー、階段等のもっとも開放性の高い部分
- ・ 開庁時間帯は、原則として誰もが自由に出入りできることを想定する。

(イ) レベルⅡ

- ・ 一般執務室、会議室等
- ・ 原則として、職員または当該部分を使用する来庁者のみが出入りでき、随時施錠できる構造とする。
- ・ 施錠の方法は、シリンダー錠による。

イ 開庁時間帯の出入口管理

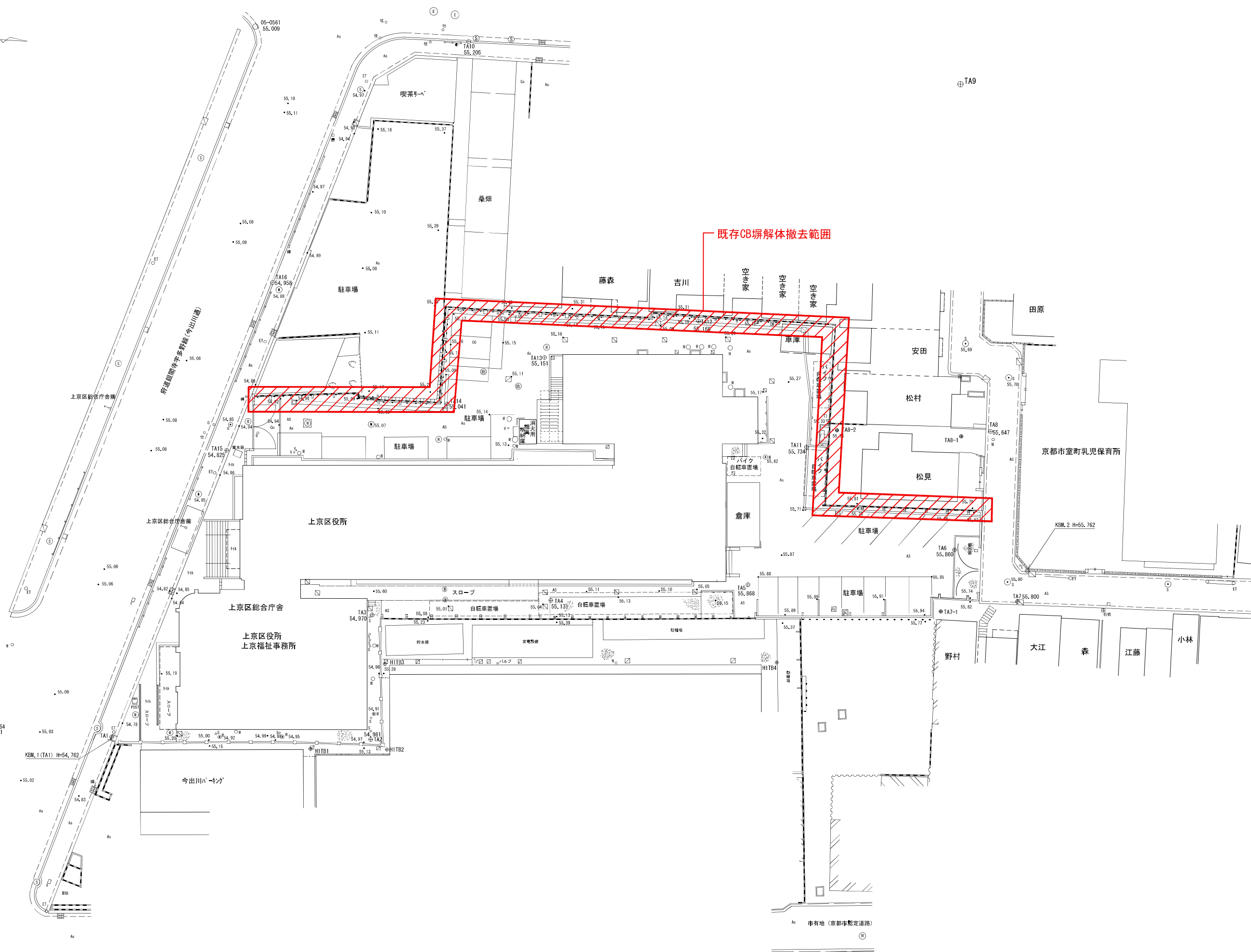
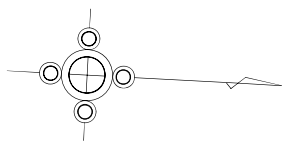
- ・ 施設の出入口は、メインエントランス、サブエントランス1、サブエントランス2の3ヶ所とし、開庁時間帯はすべてを開放する。
- ・ 宅配便やオフィスサービス等の搬出入はサブエントランス1から行なうことを想定する。

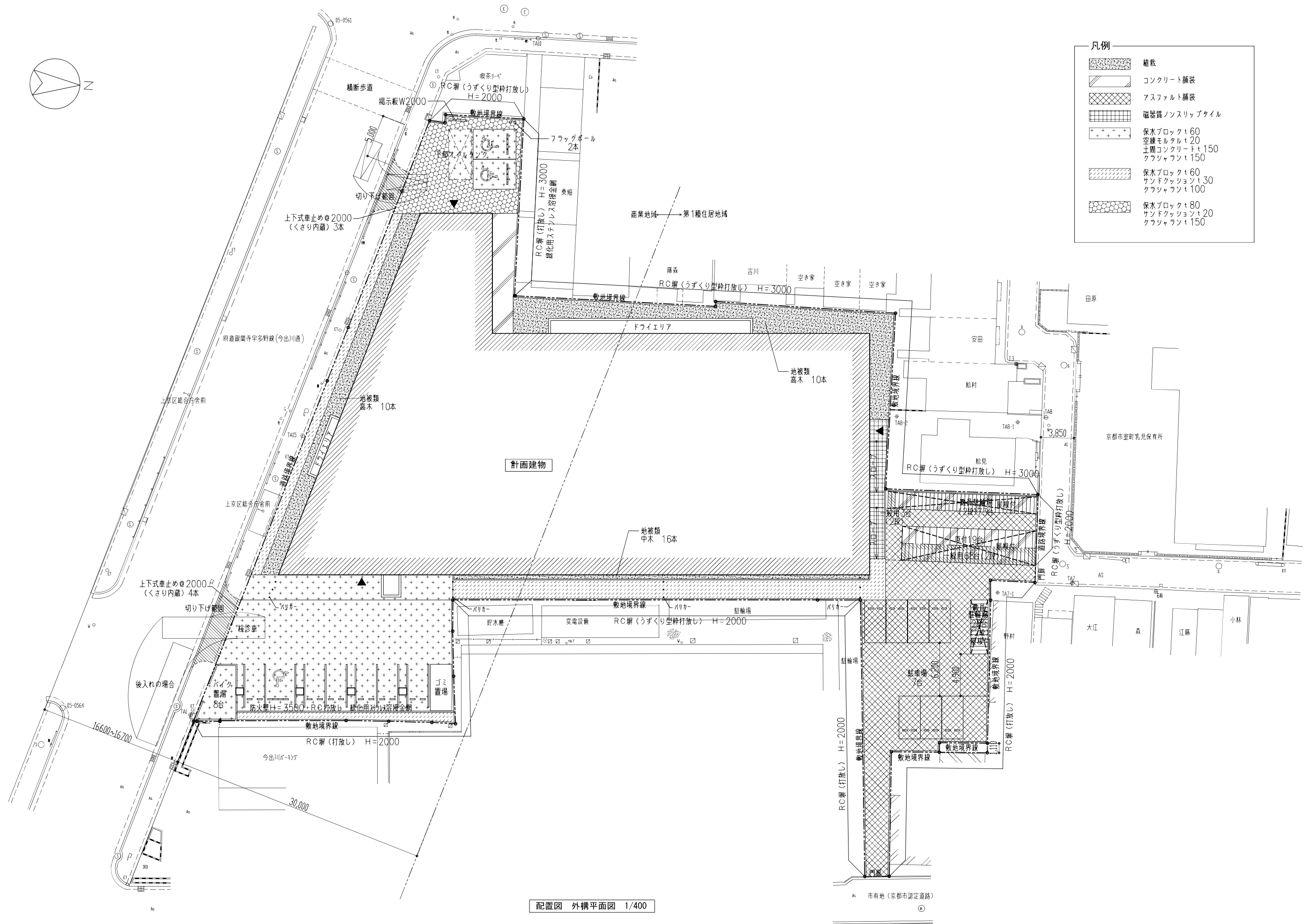
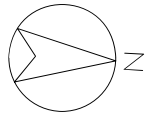
ウ 開庁時間帯のセキュリティ

- ・ 開庁後は、サブエントランス1以外の出入口を閉鎖し、区民交流施設や時間外受付への入退出、職員の出退勤等はサブエントランス1に集約する。
- ・ 閉館時間帯（平日：21：00～翌朝8：30、休日（土日祝日）：17：00～9：00）はサブエントランス1も施錠し、インターフォンと電気錠による遠隔開錠を行なう。
- ・ サブエントランス2にはインターフォンと遠隔開錠のできる電気錠を設け、閉庁時間帯にも職員が随時出入りできるようにする。
- ・ 施設内には機械警備システムを導入する。

エ 鍵管理方式

- ・ 鍵管理は、鍵箱方式とし、鍵箱を宿直室に保管する。





凡例

	植栽
	コンクリート舗装
	アスファルト舗装
	磁器質ノンスリップタイル
	保水ブロック t60
	空練モルタル t20
	土間コンクリート t150
	クワジャラン t150
	保水ブロック t60
	サンドクッション t30
	クワジャラン t100
	保水ブロック t80
	サンドクッション t20
	クワジャラン t150

配置図 外構平面図 1/400